

静岡大学農学部同窓会東日本支部会則

- 第1条 本会は静岡大学農学部同窓会東日本支部と称し、東京、千葉、神奈川、茨城、埼玉、群馬、栃木の1都6県に在住の卒業生を中心に構成する。
- 第2条 本会の事務局は静岡大学農学部内に置く。
- 第3条 本会は会員相互の交流と親睦を深め、静岡大学同窓会事業の推進を図ることを目的とする。
- 第4条 本会はその目的を達成する為に2年に1回総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 3名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 1名
 - (6) 事務局長 1名(上記、役員の兼務を認める)
- 第6条 本会に対し特に功績のあった者を名誉顧問として置くことができる。
- 第7条 本会の役員を選出、会則の変更等は役員会で協議し、総会で承認をする。
- 第8条 役員は支部運営の円滑化を図るものとする。なお、支部長に事故ある時は副支部長がこれを代行する。
- 第9条 役員任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
- 第10条 本会に要する費用は総会時の会費、寄付金及び助成金を以って充てる。
- 第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌々年3月31日に終る。
- 第12条 本会則に定めない事項は役員協議の上、決定する。
- 付則; 本会則は2010年4月1日より施行する。